主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人黒田覚の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて刑訴四〇五条に該当しない(判示販売の委託は所論「其の他一切の取引」の中に含まれると解するを相当する)。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

昭和二六年一〇月一一日

最高裁判所第一小法廷

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	齌	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官